参考資料 ２

○知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（抜粋）

昭和二十二年八月二十七日

大阪府条例第十八号

本府議会の議決を経て〔知事、副知事、出納長及び副出納長の給料及び旅費条例〕を、次のように定める。

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条　知事及び副知事(以下「知事等」という。)の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法等は、この条例の定めるところによる。

(給料)

第二条　知事等の給料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 給料の額(月額) |
| 知事 | 一、四五〇、〇〇〇円 |
| 副知事 | 一、一四〇、〇〇〇 |

(手当)

第三条　知事等には、給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

第四条

　～　　（略）

第五条

第六条　知事等の退職手当の額は、退職した日における知事又は副知事の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 割合 |
| 知事 | 百分の六十 |
| 副知事 | 百分の四十五 |

2　前項に規定する在職月数は、暦に従って計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3　第一項に規定する退職手当の支給は、知事又は副知事の任期ごとに行う。

第七条

　～　　（略）

第八条

附則

5　当分の間、副知事の退職手当の額は、第六条第一項及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

○知事の退職手当の特例に関する条例

平成二十年三月二十八日

大阪府条例第一号

知事の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

知事の退職手当の特例に関する条例

平成二十年二月六日において知事であった者に係る同日を含む任期に係る退職手当の額は、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第六条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその十分の五に相当する額を減じた額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。